

(整理番号 408)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第4回大阪府最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月2日(火)
午後1時25分から同3時00分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
大阪府最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 事務局から、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会で明らかになった目安額(A、Bランク31円、C、Dランク30円)の伝達がなされた。
 - (2) 労働者を代表する委員から、賃金引上げ率2.9%に加え、物価上昇分の2.9%を加えた5.8%、58円を引上げ1,050円に改定すべきとの主張がなされた。
 - (3) 使用者を代表する委員から、基本的な考え方として、大きく3点の表明があった。
 - ・ 中小企業へのきめ細やかな支援とその支援策の強化。
 - ・ 特にパートタイム労働者の処遇改善の必要性は使用者側として認識しており、最低賃金の一定の引き上げの必要は認めるが、景気、物価動向を踏まえ、大阪の地域経済の体力に見合った引上げ幅とすべきである。

・近隣府県との地域間格差を解消するためには、大阪は目安マイナスとすべきである。

- (4) 使用者を代表する委員から、確認を依頼中の目安に関する小委員会資料第4表の大阪府のデータが不明である中、今春の春闘妥結平均の大阪府発表値の2.0%を仮に用いてまずは20円を提示するとの主張がなされた。
- (5) その後、公・労、公・使の個別協議が行われたが結論に至らず、次回改めて審議することとなった。
- (6) 本専門部会終了直前に厚生労働本省から情報が入り、事務局から、使用者を代表する委員から求められた目安に関する小委員会資料第4表については、都道府県別のデータがなく、大阪府のデータを提供できないことについて説明がなされた。